五　とうがらし粉末（肥料の配合に当たって全重量の五％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
六　パームアッシュ（肥料の配合に当たって全重量の十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
七　硫酸アンモニア（肥料の配合に当たって全重量の十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
八　硫酸加里（肥料の配合に当たって全重量の十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）

附　則

この告示は、平成三十年四月五日から施行する。

## ○経済産業省告示第二十五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。<br>1～5　［略］<br>6(1)～(3)　［略］<br>(4)　まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けなければならない。<br>(5)　冷凍のくろまぐろ、みなみまぐろ、めばちまぐろ又はめかじきを輸入しようとする者（経済産業大臣の二号承認を受けなければならない者を除く。）は、別に定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けなければならない。<br>7(1)　PFOS又はその塩が使用されているエッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。）、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムにPFOS又はその塩が使用されているものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。<br>［新設］ | 三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。<br>1～5　［略］<br>6(1)～(3)　［略］<br>［新設］ |

7　［三の7の(1)のホから移動］

(1)イ　次の表に掲げる貨物を試験研究の用に輸入しようとする者は、当該輸入に係る次の表に掲げる貨物が試験研究の用に供するものであることについての経済産業大臣の確認を受けなければならない。

五　とうがらし粉末（肥料の配合に当たって全重量の五％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
六　パームアッシュ（肥料の配合に当たって全重量の十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
七　硫酸アンモニア（肥料の配合に当たって全重量の十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
八　硫酸加里（肥料の配合に当たって全重量の十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）

二　とうがらし粉末（肥料の配合に当たって全重量の五％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
三　パームアッシュ（肥料の配合に当たって全重量の十％以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
（新設）
（新設）